

八里合地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

八里合（小屋川、備後尾、名塚、田良原）地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 29 年 11 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	6	経営体（個人：5 法人：1）
認定新規就農者	2	経営体
集落営農	0	組織
個人	9	経営体
法人	0	経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。

6. 3についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

地域の中心となる経営体も十分いるが、当面は各自で現状を維持しながら営農を行い、耕作ができなくなったら中心となる経営体へ農地の集積を行うようなプランの見直しを行う。

農地集積は中間管理事業を活用し、中間管理機構を活用し地域内の「中心となる担い手」に農地を集約し地域内の農地を守っていく。

木所地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

木所地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 29 年 12 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	1 経営体（個人：1 法人：0）
認定新規就農者	2 経営体
集落営農	0 組織
個人	13 経営体
法人	0 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。

担い手の分散錯圃を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

6. 3 についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によってはプランの見直しを行う。

農地集積については、主に農地中間管理事業を活用しながら、地域での農業を継続していく担い手に農地を集約し地域内の農地を守っていく。

旧臼杵市地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

旧臼杵市（本町、新町、唐人町、豊屋町、横町、浜町、掛町、田町、祇園南、祇園東、祇園中、祇園西、城北、洲崎、港町本通、港町東、新港町、城南、本丁、浜、二王座、上塩田、塩田、東海添、西海添、南海添、北海添、駅前、東福良、福良、西福良、温井、平清水、中洲、上市浜、下市浜、中市浜、新地、山の手、双葉、久保、浄光台、戸室、江無田、田篠川、弥生、あすとぴあ、門前、馬代、北ノ口、野村、田井ヶ迫、下田、神崎、千代田、清太郎、望月、深田、下り松、板知屋、大泊、風成、鳴川、坪江、深江、柿ノ浦、久保浦、荳場、破磯、清水、泊ヶ内、芋地、大橋、花園、平岡、諏訪山、昭和、鬼塚、碓江、若葉、津留、大浜、中津浦、藤田、目明、桑原、尾本、大野、高倉、芝尾崎、岩崎、井岡、丸岡、平尾、浜田、中尾、田井、柏、平畑、門田、栗林、中村、浦、黒岩、大間、店、熊崎本村、熊崎、塩入、緑、旭ヶ丘、桑尾、桑尾東、道安、内園、あけぼの、明星、西鍛冶屋、東鍛冶屋、竹森、立野、船戸、友田、高松、三重野、北ノ川、田ノ口、下北団地、六ヶ迫、畑、平原、阿部川内、小出、藤河内山口、田中、大坪、徳尾、上末広一、上末広二、下末広一、下末広二、黒丸、松原、上通、下通、中ノ川、松ヶ岳、落合、王座、川野、川原、吉小野、吉小野久保、吉小野井ノ上、井上鍛冶、鍛冶ノ前、岩屋川、才倉、狭岡、広原、正願、提内、小切畑、大工川、搔懐、竹場、下中尾、払川、株ノ木、左津留、山路、越崎、高須、東神野）地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 30 年 3 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	19 経営体	（個人：16 法人：3）
認定新規就農者	3 経営体	
集落営農	0 組織	
個人	2 経営体	
法人	0 経営体	

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。

担い手の分散錯圃を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

6. 3 についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によってはプランの見直しを行う。

農地集積については、主に農地中間管理事業を活用しながら、地域での農業を継続していく担い手に農地を集約し地域内の農地を守っていく。

旧野津町地区「人・農地プラン」について

1. 協議の場を設けた区域の範囲

旧野津町（野津市一区、野津市二区、野津市三区、野津市四区、野津市五区、野津市六区、野津市七区、野津市八区、野津市九区、板屋、竹下、野口住宅、荒瀬、中山、迫、篠迫住宅、県営篠迫住宅、原口住宅 1、原口住宅 2、原口住宅 3、寺小路、日当、大久保団地、希望ヶ丘団地、小郡の丘、池原、菅無田、生の原、都松団地、若山、花原、野津芝尾、桐木、田の平、城崎、塩柏、蔵園、福青田、田良木、笠良木、松尾、塚田、大内、岩瀬、溜水、持丸、八熊、下西神野、上西神野、小園、後河内、一ツ木、笹枝、町部、吉岡、栃原、折立、奥畑、椎原、出羽、福原、波津久、内河野、戸上団地）地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月

平成 30 年 3 月

3. 該当区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

認定農業者	47 経営体	（個人：36 法人：11）
認定新規就農者	7 経営体	
集落営農	0 組織	
個人	0 経営体	
法人	0 経営体	

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。

担い手の分散錯圃を解消する。

新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。

6. 3 についての農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7. 今後の地域農業のあり方

当面は現状を維持しながら営農を行い、状況の変化によってはプランの見直しを行う。

農地集積については、主に農地中間管理事業を活用しながら、地域での農業を継続していく担い手に農地を集約し地域内の農地を守っていく。